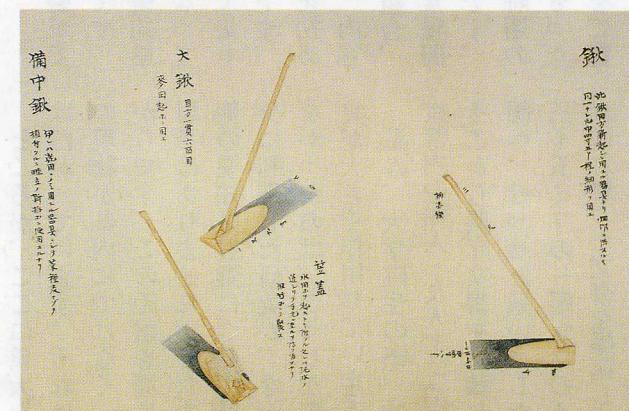
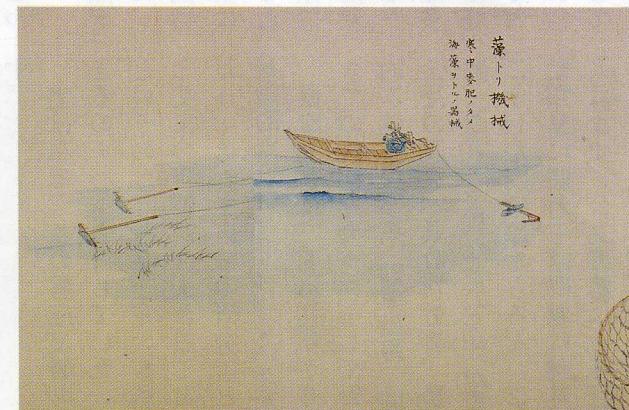
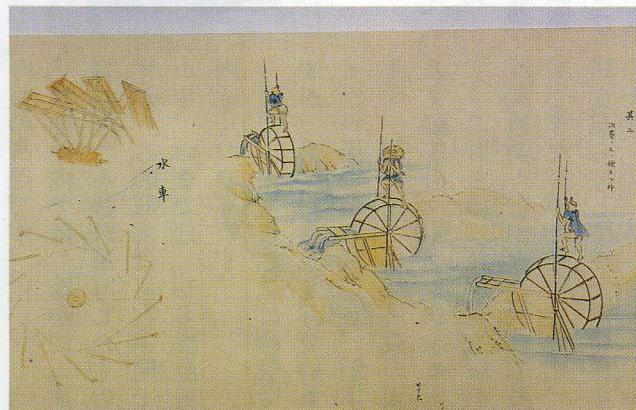
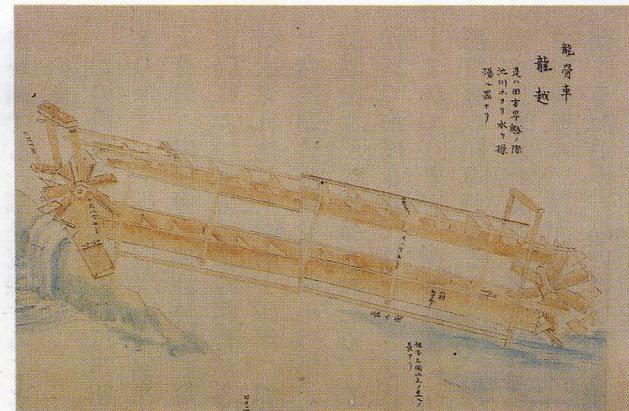
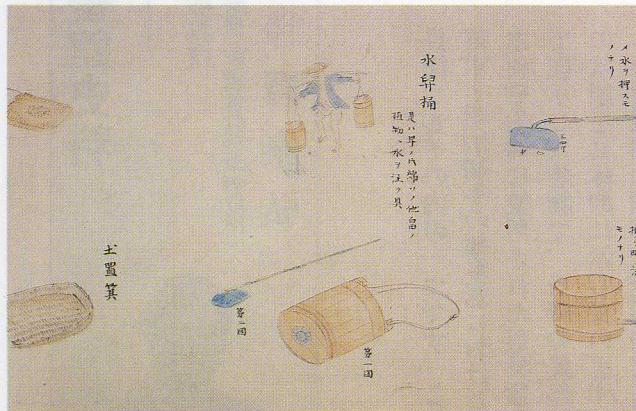


AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI ECTRAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI RAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI VES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI PREFECTURAL ARCHIVES AICHI

愛知県公文書館だより

目次

「知多郡農具図」	1	愛知県産業史と公文書館史料	2
資料紹介『東加茂郡役所文書』	4	戦前に愛知県が刊行した資料	5
企画展「藩庁文書にみる愛知の明治維新」	6	史料の収集について	6
情報化時代の公文書館	7	「コラム」明治の役人に親しむ	7
レファレンスコーナー	8	利用案内・編集後記	8



「知多郡農具図」
知多郡役所作成
巻子本（乾・坤の二巻）

愛知県産業史と公文書館史料

—複製と原本—

名古屋文理大学助教授
愛知県史編さん委員会調査執筆委員

伴野泰弘



今後の課題です。

愛知県内では、ほかに「北設楽郡農具絵図」を抜粋筆写したものがありますが、この原本は所在不明です。ですから、いまでは「知多郡農具図」は県内唯一の原本です。

私の専門は、明治前半期の農業です。主な対象地域は、自分が住む愛知県です。その時代の愛知県農業の実像を明らかにする資料として、県庁文書はある意味で宝の山でした。

愛知県公文書館は、今から十三年前にできました。そのときは、旧愛知県文化会館等から継承した資料が主な所蔵物でした。冊数は多くありませんが、旧藩関係文書、郡役所文書四種二百四十六冊、地籍図二千百九十八枚、地籍帳二千四百二十四冊などがあります。これは他のどこにも替わるものがない原本であり、きわめて貴重なものです。

(表「主な明治大正期の所蔵史料」参照)。

この内、愛知県庁の文書八十九冊には、産業予算等に関わる十五冊が含まれています。また郡役所文書五十四冊にも、地方功労者等、褒賞を受けたり表彰されたりした人物の功績、履歴に関する書類があり、いずれも愛知県産業史にとって興味深いもの貴重な資料です。

この農具図の作成経過は不明の点があります。というのは、明治前半期に、大蔵省、内務省、農商務省の農業担当部局によって農具類の調査が各府県に指示されたり、明治十四年に開催された内国勧業博覧会、同年の第一回全国農談会などに出品されたり、また府県独自で作成されたりと、さまざま舸会があるのです。資料自体には、知多郡役所の押印があるのみで、作成の経過をうかがわせる文書などは添付されません。県庁文書等にも、これに

かかるものが、明治期を中心に四十冊あります。「公文書館だより」本号の表紙に掲載されている「知多郡農業史」とつて興味深いもの貴重な資料です。

この他に、のちに県事務所三ヶ所から移されたものが、明治期を中心に四十年あります。「公文書館だより」本号の表紙に掲載されている「知多郡農業史」とつて興味深いもの貴重な資料です。

さて、公文書館には複製ではあります、県庁文書が全部で約五千冊、マイクロ撮影から紙焼し、製本してあります。国立公文書館所蔵の太政類典や

公文録等のマイクロフィルムもあります。これらは、いざれも以前は東京の

所蔵機関へ行かなければ閲覧することができます。これは、郡役所・町村役場と県庁との間で交わされた文書や、政府関係省庁(とくに農商務省)との間でやりとりされた文書などを、主な内容としています。したがって、そこには時々の必要に応じてなされた各種の調査や、施策の立案過程を示す内部文書など、通常は表面に出ないが、当時の

県行政や地域の実情を示す資料が含まれています。

私は私は、この県庁文書の複製ができるのを心待ちにしていた一人です。というのは、所蔵予定の資料に愛知県の現物が県内ではなく、東京にあるからです。この距離を埋めることは簡単ではありません。それまで明治前半期の愛知県農業について県庁文書を十分に利用した研究が、なかなかでてこなかつたのは、こうした資料利用の便宜が大きく作用しています。

私は、大学院生の頃、神奈川県や東京都内の知人・友人宅に泊めてもらい、そこでから県庁文書を所蔵している諸機関へ、せつせと通いました。そして、三十五ミリの一眼レフのカメラで、こ

うした問題はもちろん、この時期の愛知県に關わる諸問題に興味をもつた人はまず、公文書館にある目録をご覧されはと思つた文書を撮影しました。(今でも、その時のネガフィルムは保存し

愛知県公文書館だより

てあります。)

しかし、こうした暇にまかせた資料調査を誰でもいつでもできるとは限りません。むしろ、こうした条件を備えた人はきわめて限られた少数というのが実態です。逆にいえば、当時の私は、そうした条件をもつた限られた少数者の一人であつたと思います。

にもかかわらず、相対的には条件に恵まれていたこの私でも、やはり東京に通いつづけるには限界がありました。そんなとき、公文書館ができ、県庁文書の複製を名古屋で見ることが可能になると知り、もうこれで東京に行かずとも済むと安堵しました。

ですから、公文書館が開館した際には、見たい文書をまっさきに閲覧しました。たしかに、それは間違いなく、私が東京で見た県庁文書の複製でした。ところが、これは問題の解決ではなく、新たな問題の始まりでしかありませんでした。というのは、現物と複製とはやはり本質的に違うものだからです。

例えば、県庁文書の中にはかなり分厚い簿冊があります。十数センチにおよぶものも珍しくはありません。それを撮影する際には、机上に水平に開きます。したがって、簿冊の綴じ目の部分を十分に開くことができず、綴じ目いからです。

また、原文書には朱書きで訂正した

います。それ以前にも、東京在住の委員に、県庁文書の不明部分の解説を依頼してきました。今後も、明治期を

部分や色刷りの書類が綴じこまれたりしています。これは、モノクロ写真ではありません。むしろ、こうした条件を備えは判別できません。

筆書きの場合、筆遣いや文字の勢い

濃淡が、その文字を読解するのに大きなヒントになりますが、複製にはあまり期待できません。

そして何よりも、紙の質の差が複製では全く消去されてしまうことが問題です。簿冊の中には、さまざまな地域の諸機関、多様な諸個人によって作成された多種多様な紙質の種差があります。それが、原文書の性格を判断する際の重要な一条件にもなります。

こうした諸問題を複製は含んでいます。したがって、さしあたりの手がかりとしては、有用であつても、現物にとつて変わることはできません。上の問題にぶつかつたら、それを解決するため、やはり東京へ行つて原資料にあたり直さねばなりません。

これらの諸問題を一挙に総て解決することはできなないにしても、必要性、緊急性の高いものから優先的に解決していくことはできます。その中では、綴じ目の写つていらない部分の撮影をやりなおすことは、ぜひとも最優先で実施することが必要です。

現に、ただいま愛知県史の資料編が編纂されていますが、この部分を解明するために、今年度だけすでに数回、三一四名が往復し、追加も予定されています。

じことが繰り返されるでしょう。この問題をなぜ強調するか。それは、たんに一部局・一機関の範囲にとどまらない広がりがあるからです。いま、

こういう意味があると認識されれば、おのずと対応の仕方は異なってくることでしょう。ひとり、公文書館だけが負担を背負わなければならないなどと

県内各地で自治体史編纂の事業が進められていますが、その総てに関わってくるからです。また、将来も何十周年という節目ごとに自治体史の編纂はなされます。さらに、かつての私のように個人で県庁文書を調査する人もいま

す。こうした将来に關わる重大問題な

いです。さいわい、今は県史の編纂の真っ最中です。これに取り組む絶好のチャンスです。

(表) 主な明治大正期の所蔵史料(平成10年度末現在)

原 本	旧藩関係文書	47冊
	県庁文書	89冊
	学務課文書	56冊
郡役所文書	旧文化会館収集文書	54冊
	県事務所収集文書	40冊
	地籍図	2,198冊
	地籍帳	2,424冊
複 製 本	徳川林政史研究所所蔵県庁文書	2,056冊
	国立史料館所蔵県庁文書	2,404冊
	水産庁中央水産研究所図書室所蔵県庁文書	78冊
	国立公文書館内閣文庫愛知県史料	23冊
マイ クル ム	国立公文書館所蔵太政類典・公文録等	1,399巻

『東加茂郡役所文書

〈資料紹介〉

愛知県足助事務所旧蔵



東加茂郡役所事務功程書（図1）

こうした本郡役所の活動の中で作成された公文書が『東加茂郡役所文書』である。ここで紹介する文書は、元は愛知県足助事務所が保管していたものであるが、現在は本館が引き継ぎ、所蔵している。

同郡役所文書には他に、県総務部文書課から県文化会館に移管され本館所蔵に至つたもの一冊、第二次世界大戦前に県庁が尾張徳川黎明会に下付し、現在、国立史料館所蔵のもの三冊（本館で複製本を所蔵）がある。

このたび新たに県足助事務所旧蔵分の整理を終え、利用ができるようになつたため一部概要を紹介したい。

このたび新たに県足助事務所旧蔵分の整理を終え、利用ができるようになつたため一部概要を紹介したい。

合の意味で、郡治事務の実績報告書といえよう。一八八二年（明治十五）から一九二六年（大正十五）の郡役所廢止に至るまでを内容とし、毎年東加茂郡役所で作成し、愛知県に進達した決裁文書又は供覧文書が五冊に綴られている。項目の例としては、令達・郡役所組織・学事・農業・商工業・水産・郡有林事業・郡会・災害・物産・徵兵・道路橋梁・町村制などがあり、東加茂郡の行政や事業は勿論のこと、産業・経済・教育・衛生などの郡勢の推移を四十五年間にわたって調べることができる県内では他に例を見ない貴重な史料である。

「ここで、内容の一例として、「功程書留」（明治十六～二十七）に綴られている「明治十八年中東加茂郡政蹟」より、天災の記述（図2）を見てみよう。

文を載せておく。

このままでは読みにくいので、解説

<p>引続、昼夜絶間ナク、七月一日二時半頃ニ至リ雨脚漸強ク、風ヲ以テシ、漸次風雨トモ益烈<small>(ますますはげしく)</small>、巴川及足助村ヲ貫流スル谷川等非常ノ洪水トナリ、山崩レ又ハ屋瓦ヲ飛ハシ、垣牆ヲ倒フシ、家屋・道路・橋梁・田畠ノ損害等実ニ鮮少ナラス、其被害ノ員数ハ左ノ如シ</p>
<p>建家破損 四拾三軒 此坪数五百弐拾壹坪三合弐勺 拾八ヶ所 橋梁流失 殺損 二ヶ所</p>
<p>此延長百弐拾七間三尺 道路毀損 式百九拾五ヶ所 (以下略)</p>
<p>景況ニ様子 加之ニそればかりでなく 垣牆ニ垣根、かこい 鮮少ニわずか</p>

功程書留	明治16~27
事務功程書	明治27~34
事務功程書	明治35~42
事務功程書	明治43~大正4
事務功程書	大正5~15
郡有林事業ニ関スル書類綴	明治38~44
郡有林事業ニ関スル書類綴	明治45~大正4
郡重要里道関係書	明治43~大正10
東加茂郡制史料 其一、其二	大正12
三河国東加茂郡実測図 壱~六	明治17
[東加茂郡誌原稿] [1, 2]	明治28
[東加茂郡役所等関係写真帳] [1, 2]	明治~

県足助事務所から本館へ移管の東加茂郡役所文書

(図2)

(明治十二)の郡区町村編制法に基づき、従来の第十三区会所を廃し東加茂郡足助村(現東加茂郡足助町)に設置された。以後、県と町村との間に位置し、町村の監督や独自の郡行政などを展開した。一八九一年(明治二十四)の郡制施行により郡会が開かれ、更に一八九九年(明治三十二)には法人格を与えられた。しかし、一九二三年(大正十二)、郡制は廃止され自治体としての東加茂郡は終わった。また、一九二六年(大正十五)に至り郡役所も廃止となつた。

右のうち特筆すべきは「功程書留」。
「事務功程書」と題する公文書である
(図1)。「功程」とは、はかり具

一天災地変ニ罹リタル景況及救助ヲ受ケシモノ

（石川）

戦前に愛知県が刊行した資料

『愛知県勧業雑誌』
第一号～三号



古屋久屋町に設けられた愛知県織工場についてなど記されている。

一年に、名古屋に工芸博物館を設置したのが起りである。博物館では、美術・工芸・衛生・教育・農産・林産・水産に関する物品を収集し陳列した。

そして明治十四年に公立名古屋博物館となり、十六年には従来の官民合同か

の第二回内国勧業博覧会に出品し、受賞した百二十三人の出品者の品目と理由が掲載されている。ちなみに名古屋区鉄砲町の七宝会社の七宝画製器が名譽賞を受賞している。

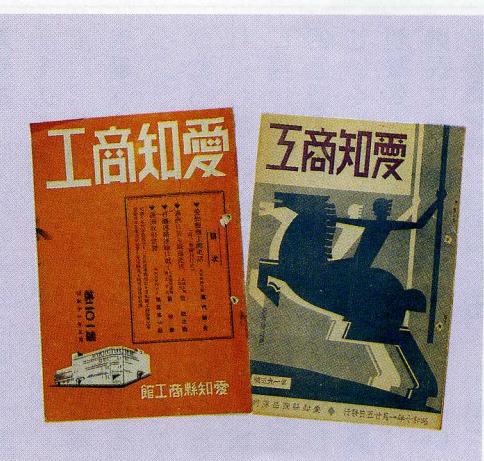
第三号（活版印刷、三十九頁）は、明治十五年五月に刊行され、薪量節減のための竈の改良、明治十四年に開催された繭・生糸の丹羽・葉栗郡共進会の概況、山林養植法、勧業博覧会報告の出品一覧表、各地方の虫害報告での虫類の名称、稻の刈り採りのことなどが記載されている。（いずれもB6判）

愛知県勧業課が明治十三年から十五年に刊行したもので、現在本館で三冊所蔵している。これは、公文書館開館の際に故湯浅四郎氏（文献収集家）から寄贈されたものである。

四号以降の所在や刊行の有無については不明であるが、明治前期の愛知県の農工商の一端を知ることができる資料である。

第一号（木版印刷、和紙、十五丁）は、明治十三年九月に刊行され、勧農局農事月報に掲載された勧農局長の虫災論言、県内初の北設楽郡農談会の開設、洋種麦の試作、士族授産のため名

『愛知商工』



『愛知県商品陳列館報告』
第一号～一四五号

（明治四十四年四月～大正十二年七月）

これは『愛知県商品陳列所報告』の改題で、戦前に刊行されたものは、第一四六号（大正十二年十月）から第二一七号（昭和十五年八月）までを所蔵している。（欠号あり）（A5判）

第一号～一四五号も毎月一回発行され、主として海外や県外の情報を掲載した。特報は大正三年三月号で廃止となり報告でまとめるうことになった。本館では大正元年十二月の第二十一号まで所蔵している。

大正三年一月の報告第三十四号は、殖産興業や公共事業に功勞のあった豊田佐吉を始め二十三の実業家や会社・組合などの事績が紹介されている。

大正十年八月には愛知県商品陳列所と改称したため、報告も第一二三号から『愛知県商品陳列所報告』と改められた。（報告・特報とも菊倍判、大正八年からは四六倍判）

よいと述べている。

（伊藤）

藩庁文書にみる

愛知の明治維新

平成十一年八月二日(月) 1

九月三十日(木)

平成十一年八月一日から同年九月三十日まで、本県の歴史や本館所蔵資料について知つていただくため、企画展「藩庁文書にみる愛知の明治維新」を

三

展示の内容は、第一「幕末の尾張藩

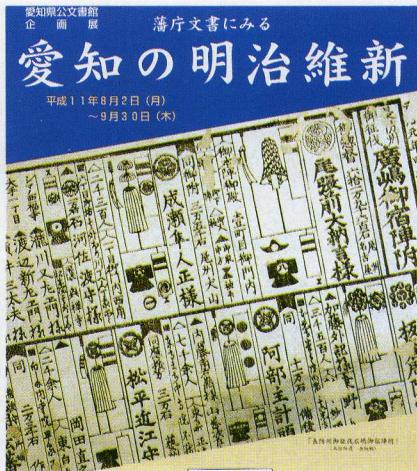
尾張藩における佐幕派の処断（青松葉事件）、尾張草莽諸隊、世直し一揆などの関係史料を、第二「名古屋藩の諸改革」で、明治初期の同藩における職制・禄制改革など、明治維新期における名古屋藩の動向や、藩制改革の実態を、主に名古屋藩庁文書を使用して、分かりやすく紹介した。

本県の前身でもある名古屋藩の諸改革に苦惱する様子は、現在、愛知県が進めていく行財政改革を思わせ、研究者から一般の方まで興味を持つて見ていただいた。新聞やテレビなどマスコミにも紹介され、関心の高さがうかがわれるタイムリーな展示であつた。

勝

企画展を見て

加藤和俊



史料の収集について

県の機関が作成又は收受した公文書は、時の経過とともに、行政上の利用の面からは価値がなくなり、これらに記されたことも、人の記憶から次第に忘れ去られてしまう。しかし、将来必要になる公文書を精査し、体系的に収集し、残していくれば、社会の動向や県民の生活ぶり、日々の県行政の対応の仕方など県勢の歩みを知る上で貴重な記録となる。毎年、大量に発生する県の公文書の中から歴史的価値のある史料を選び出すことは大変な作業である。

当館では、永年保存の文書は保存期間が二十年を経過した時点で、保存期間が満了した有限保存の文書は十七項目の「廃棄決定文書収集基準」により歴史的に価値のあるものを選別し、収集している。また、県が作成した広報資料や報告書などの行政刊行物も収集するシステムが確立している。にもかかわらず、公文書が誤って処分されてしまつては、システムも「絵に描いた餅」と同じである。歴史的価値のある公文書を確實に残していくためには、職員が公文書館制度をよく理解し、県の公文書は、県民共有の大切な財産であるといふ認識を持つ必要がある。（川瀬）

情報化時代の 公文書館

館長 鈴沖勝美



パソコンやインターネットの普及は、この不況下でも急速に進んでいる。

愛知県でも、

今年一月に本庁の各課室と機関のすべてを結ぶ「行政情報システム」ができる。パソコンは、十人に一台ほどしかないが、わが公文書館の仕事にも大きな変革を起こしそうである。

たとえば、十七万冊（書棚で九キロメートル）に及ぶ所蔵資料も、目録をデータベースにすれば、手数をかけてカードを作成しなくとも、短時間でより詳しく検索できるようになる。インターネットにつなげば、自宅からでもどんな資料があるかを調べることができる。資料そのものを写真や文字で提供することも可能である（すでに欧米を中心に各地で電子図書館・電子公文書館の計画が本格化している。）

公文書館で保有している資料は、大部分が県庁の発足した明治初年以降のものだが、それは日本が急速に変化し発展した時期である。私たちの近い祖

先や役所の先輩たちが、それぞれの時期に、それぞれの地域で、どのような問題に立ち向かったのか、現場の記録として残されているので、もっと広く利用して欲しいと思う。

最近、地域（コミュニティ）に住む人々が自分たちで祖先の営みを学び、

本にまとめようという動きも盛んになつており、公文書館に対する期待や関心も高まっている。先日もそんな近所のグループが社務所の二階から村（字）の行政文書の詰まつた一斗缶を五つ発見した。村規約、地籍図作成に関する記録、道路、河川改修の計画書・契約書、生産組合の融資記録、軍事演習の受入れ計画など。県庁や郡役所との往復文書もあり、当時の様子がよくわかる貴重なものであつた。

公文書館としても、保有資料についてわかりやすく知ることは勿論であるが、こうした地域資料についても所在情報を収集・整理し、保存・利用について助言できるようにしたいものである。その中で、地域のグループや市町村、企業、学校との関係ももつと深くなるであろう。

財政状況が厳しく、金も人も限られているが、行政情報システムを活用して、情報化時代にふさわしい開かれた公文書館活動をめざしたい。

明治の役人に親しむ

地租改正は明治政府の中心的政策一つであつた。「旧来ノ歳入ヲ減セサルヲ目的」として、本県でも改正作業が進められた。

愛知県公文書館には地租改正に関する多くの県庁文書（徳川林政史研究所所蔵文書の複製）が保管されている。それらの文書から、改正業務に携わった役人達の苦労も窺い知ることができる。例えば

土地丈量（土地の測量）、地位詮評（土地の評価）をめぐって、官民

の対立が激しく、改正に関する不

服、苦情を願・伺として訴え出た

文書だけでも十三冊（四百六十件余）に及ぶ。中には同じ村から十

回も訴えが出されている例もある。

そんな中で、一人の役人が一日に

何件もの起案をしている例もめずらしくない。

六等属横田太一郎（後に初代海

東・海西郡長）の実父が明治十年四月に亡くなり、横田は忌中引籠

届を五月八日に出しているが、そ

の同じ日に二等属岡田孤鹿（後に

初代丹羽・葉栗郡長）が横田の除

服（忌明）伺を起案している。そ

の起案文に曰く「（前略）此節各

郡村收穫原量分賦豫算等之儀ニテ被命度此段相伺候也」と。この時

殊ノ外御用繁劇ニ付明後十日除服

期の除服伺は横田に限らず、傭吏

植村武三郎の実父が五月に亡くな

り、いずれも除服伺の文書が残っ

ている。双方とも伺には「事務繁

劇ニ付除服出仕被命度・・・」と

ある。改租業務担当の役人達は亡

くなつた親の供養もそこそこに、

勤めに忙殺されていた様子が窺わ

れる。

年は少し下るが、十五年十二月

には「地税表編制等ノ為メ先般來

一同居事務取扱罷在候得共」期

限までに整理ノ目途がたち難いの

で明十八日より夜業したい、つい

ては「弁当料御給与相成度」とい

う伺がみえる。弁物でも食べ、年

の瀬の残業に精出したのであろう。

かようニ、あれこれ読んでいる

親近感を覚え、はては十年の知己

のごとく錯覚し、文書中の役人に

ごくろうさまなどと一人ごちてい

る己が妙である。

（清水）

レフアレンスコーナー

Q 廃藩置県で置かれた三河の諸県について調べているが、各県の県庁等の図面等はあるか。

A 愛知県の明治期の公文書は、ほとんどが他機関で所蔵されている。本館はその複製本を作成し閲覧に供している。その中に徳川林政史研究所所蔵「旧県々書類」という簿冊がある。これは、明治四年十一月に額田県が設置されたことに伴い、廃止された三河国内諸県から額田県に提出された財産引継関係の綴である。

すべての県の絵図面は綴られてなく、また、編冊のしかたから、どこの県から提出されたものか特定しかねるものもある。

豊橋県、半原県、西尾県、挙母県、重原県の絵図面は特定できるものもある。その中で県庁舎図面と特定できるのは、豊橋県、重原県のみである。他に提出された絵図面は、牢獄、元士族等の邸宅図面、城郭周辺図面などがある。

(小野内)

利 用 案 内

★開館時間

午前九時から午後五時まで

★休館日

土曜日・日曜日

国民の祝日

年末年始（十二月二十八日から一月四日まで）

整理期間（春季十日以内）

★利用方法

資料の閲覧は無料です。

資料の貸出は行いませんので、閲覧室にて閲覧してください。資料の閲覧を希望するときは、備え付けの閲覧票に、住所、氏名、資料名を記入して提出してください。

資料の複写の希望にも応じています。（有料）

展示室においては、所蔵資料などを展示しておりますので、自由にご覧ください。

その他、不明な点は閲覧室の受付にお問い合わせください。
★インターネットのホームページを開設していますので、ご利用ください。

<http://www.pref.aichi.jp/>

▼愛知県公文書館だよりの第四号をお届けします。
今年度から、年一回の発行となりましたが、公文書館の資料の紹介を中心にして、多くの方に公文書館を知っています。

▼第三次行政改革大綱により、本年度から文書課の管理となりました。来年度は、部制再編でさらに県全体の組織が大きく変わります。

この県政の歴史的な転換期に、貴重な公文書が公文書館の知らないところで処分されないようにしていきたいものです。



★交通機関

- 地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口
- 市バス 「市役所」下車
- 名鉄バス 「県庁前」下車
- JR東海バス 「県庁前」下車

愛知県公文書館だより 第四号
平成十一年十二月十五日
編集発行 愛知県公文書館
〒460-1000
名古屋市中区三の丸二丁目一
愛知県自治センター内
電話 ○52(96)2111
FAX ○51(973)3350
(県庁代表)

編 集 後 記